

避難者訴訟 第35回期日について

181221 弁護士 榎本吾郎、深井剛志、下里大介、岸朋弘

1 期日の概要

平成30年12月19日、避難者訴訟第35回期日が実施されました。今回は、原告4人の本人尋問が行われました。

2 本人尋問の内容

(1) Yさん(担当弁護士：鳥海準、大木裕生)

Yさんの先祖は代々山木屋に居住しており、Yさん自身も山木屋で生まれ育ちました。一時、大学や就職で神奈川県に行きましたが、友人たちにも山木屋の自慢ばかりするほど、山木屋が好きだったそうです。そのため、すぐに山木屋に戻り、スイスで研修した後、「命の源は食べ物」との信念のもと、山木屋では全く新しい試みとして、夫婦で山地酪農を始めました。

Yさんは牧草を育てる土に力を入れ、堆肥等にも試行錯誤し、本件原発事故まで30年間で、やっと厚さ10センチの良い土ができ、福島県の堆肥コンクールでも優秀賞を受賞するほどでした。牧草自体にもこだわりました。そうして、Yさんも満足できる風味の良い乳が生産できるようになっていきました。尋問を通じて、Yさんの牧場に対する真摯な姿勢と、一から牧場を始めることの大変さがひしひしと伝わり、法廷内もしんと聞き入っていました。この大変な苦労についても、Yさんは、目標があったからこそ大変だとは思わなかったそうです。

こうした酪農を通じて、Yさんは、稲作農家から子牛の寝床のために稲わらの提供を受け、他方でYさんは先述の堆肥を各農家に提供していました。山木屋の産業は、住民間の相互協力が何よりも必要だったのです。

また、牧場の様々な情景が、スクリーンの写真で紹介されました。牧場は、Yさん夫婦の心安らぐ場所であっただけでなく、小学校の遠足、住民らの花見やウォーキング、あるいは住民有志の歌う会やコンサートなど、地域コミュニティにとってもなくてはならない憩いの場だったのです。

ところが、本件原発事故により、Yさんの牧場は放射線に汚染されてしまいました。丹精こめて我が子のように可愛がってきた牛達を、必死で引き取り手を見つけて引き渡す際の状況については、それまで淡々と語っていたYさんも涙ぐみ、声に詰まる姿がありました。

また、本件原発事故の起きた年の春からは、Yさんの念願だったチーズ作り着手する予定で、そのための子牛も生まれていました。後継者も来る予定でした。全てが無に帰したYさんの無念は言葉では言い表せないものです。

今後の牧場の再開も不可能になりました。山林に囲まれた牧場は高濃度の放射線に汚染されており、しかも除染は、表土を剥ぐことにより洪水等のリスクや、長年育て上げた土を失うことも耐えられず、Yさんは「牧場は自然にお返しするしかない。」と述べます。「牛のいない牧場は牧場じゃない。」「牧場は私の人生そのもの。全てなくなってしまった。」「生きていく気力がわからない。何の感動もなく、心が死んでしまった。」「山木屋の住人はみんな親戚のようで、横のつながりもあり居心地が良かった。人生の大舞台であり、アイデンティティーだった。それが壊滅的に破壊されてしまった。」Yさんの言葉一つ一つが胸に詰まる尋問でした。

(2) Oさん（担当弁護士：米倉勉、岸朋弘）

Oさんは、専業農家で、葉タバコと稲作を生業にしておられました。農業は、五女であるAさんが継いでくれることになっていました。

事故があった2011年3月11日は、種まきを行う時期で、Oさんは、地域の共同の作業として種まきを担当していました。そのため、事故時に、それらの作業を放棄して、自分たちが避難するわけにはいきませんでした。Oさんは、娘のAさんには、避難するように言いましたが、Aさんは自分だけ避難することを拒否しました。

2011年4月22日、山木屋地区が計画的避難区域に指定された後、Oさんは、避難をしようかと思いましたが、自分で避難先を探さなければなりません。公共の施設の紹介もありませんでしたので、自分で民間の施設を探さなければなりませんでしたが、探すのは難航しました。避難が遅れたため、放射能に汚染されている地域に長くいたことで、無用な被ばくをさせられました。そのことについては、東京電力が情報を隠していたために起こったことであるので、Oさんは非常に怒っており、子どもたちにも申し訳ないと考えていました。

避難後、Oさんは、血圧が高くなり、コレステロールの値も高くなってしまいました。Oさんの奥さんは、避難による精神的ストレスが原因で不眠を訴え、めまいを訴えました。Oさんのお母様は、避難先で認知症の症状が悪化してしまいました。避難後、家にこもりきりになってしまい、避難から1年ほどたった後、言語の障害が発生し、幻覚も見えるようになってしまいました。お母様は、昨年、肺炎で入院しましたが、退院後、避難先のアパー

トに戻ると周りに迷惑をかけるので、放射能は不安でしたが、山木屋の自宅に戻ることとしました。

〇さんは、専業農家として葉タバコ作りと稲作行っていました。3月上旬は、葉タバコの種まきの時期で、山木屋葉タバコ育苗組合の施設で、種まきの作業を共同でやっていました。苗を育てて、葉が成長したら、各農家に配布します。その後、育った苗をポットに植え替える作業を仮植と言います。移し替える先の土は、肥土といい、山から集めた落ち葉を使って、土を作っている。土を作るのに、2～3年かかってしまいます。

手間のかかる分だけ、葉タバコは、収益率の高い、山木屋の中心の作物でした。

酪農家から牛糞をもらって、代わりにこちらからは、稲わらを提供しており、循環型農業経営ができていました。

〇さんは、帰還後、農業の再開は考えていたのですが、今の段階では、再開はできないという判断しています。除染をしても、放射能の心配は残っていますし、放射線が仮に検出されなくても、山木屋のものだというだけで、風評被害があるので、売れないと思っているからです。除染を行って、表土をはぎとってしまったため、土を作ることに時間もかかります。農機具も8年間放っておいているので、故障しているのも、買い替えなければなりませんし、乾燥室やビニールハウスも再築が必要で、それには多くのお金が必要になります。

先祖伝来の農業を、Aさんがついでくれるということで喜んでいましたが、このような状況では無理だという考えに至りました。〇さんは、Aさんを大変気の毒に思い、辛い思いをされています。

現在の山木屋には、2割程度の人しか戻っていません。地域の方々の行き来がなくなってしまう、人間関係が希薄になり、暗い生活をしていると発言されました。

山木屋地区の他の農家も条件は同じような状況で、再開はできていません。子どもや若い人が帰ってきていないため、人がいなくなることが予定されている町です。

〇さんは、現在の山木屋について、「先祖代々、先駆者が工夫をして、売れる作物を作る努力をしていたのが、一瞬でなくなってしまいました。家がなくなったり、お店がなくなったりしている状況です。人生がぶった切られた間隔です」、と締めくくりました。

(3) Aさん（担当弁護士：米倉勉、岸朋弘）

Aさんは、小さいころから農業を手伝っていて、高校2年生から農業を

しようと考えました。もともと管理栄養士になろうとしていたのですが、農業は、食をつくる仕事なので、農業をしようと思い、農業短期大学に入学しました。最初は、農協などで経験を積んでから、家業を継ごうと思っていました。大学で勉強をして、実際に農作業をしているだけではわからないことも勉強することができました。

その後、21歳のころから、家業を手伝うようにして、いろいろな知識を付けて行くようにしました。最初は、作業を任してもらえず、経験を積むようにしました。事故当時には、少しずつですが、自分で判断し、任してもらえるようになっていました。頑張った結果の評価が高くなること、達成感が得られることが農業の楽しみでした。

現在、Aさんは、農業を再開をするつもりはありません。農業の再開が困難である理由としては、7年間かけて身に付けた技術が、8年間もやらないままであるので、技術を失ってしまっているのではないかと思うからです。また、震災前の経営状態に持っていくのは、かなり不安です。葉タバコの栽培を自分1人でやっていくのは大変で、事故前は近所の方々に手伝ってもらっていましたが、近所の方も高齢化していて、手伝ってもらうのが困難になりました。できることなら農業を再開したいと思っていますが、1人でやっていくのは困難なので、今までのことが水の泡になったようで、悔しいです、と涙をこらえながら話しておられました。

被ばくについては、時間が経つにつれて、どういうことが起こるかわからないのが不安だと述べておられました。若者があまり帰還していませんが、もう戻ってこないと思っています。年配の方が多いので、山木屋地区からだんだん人がいなくなってしまうのではないかと考えています。

しかし、山木屋地区は、自分が生まれ育った場所でもあるし、姉たちの帰ってくる場所でありたいと思うので、山木屋で暮らしたいと、また、Aさんは涙をこらえながら話されました。

最後に、「山木屋は、比較的若い人が多い場所だったけど、放射能の不安から、移り住む方が増えたのは、非常に残念です」と締めくくりました。

(4) Sさん（担当弁護士：広田次男、平松真二郎）

Sさんは、山木屋で生まれ育ち、事故当時は山木屋の自宅で9人で生活するなど、大家族を形成していました。仕事として葉タバコの栽培と稲作を行っていたことから、一家総出の作業のそれぞれの大変さ、両者の兼ね合いなどの苦労がありました。その中でも、家族で一致団結をし、子供たちに手伝ってもらいながら作業を行っていることを語り、大変さの中にも家族の仲のよさを垣間見えるものとなっていました。

また、Sさんのふるさとである蕨平における「結」の役割及び重要性、地域とのつながりについても、手伝ったり、手伝ってもらったり、地域の中で助け合うことが当たり前として根付いているなど、地域コミュニティの果たす役割の重要性を訴えかけるものでした。

避難生活においては、9人で生活していた家族が6か所にバラバラで避難生活を送らざるをえなかった実情など、生活が一変してしまう様子を印象深く語りかけました。

特に、Sさんが両親の話をしているときには涙ぐむ姿も見えました。「どんなことがあっても戻る。自宅で死ぬんだ」というお父さんの言葉は、ハッとさせられるものです。避難指示解除後、自宅に戻ったもののそのたった4か月後に亡くなってしまったお父さんの無念さは身につまされるものであり、Sさん夫婦は蕨平に戻らないとの決断も苦渋の決断であることは想像に難くありません。

Sさんの尋問を通じて、Sさんだけに限らず、農業は一人だけで行うことは出来ず、家族や地域のコミュニティでお互いに支えあいながらでなくては、うまくいかないことを改めて理解できました。

しかし、本件原発事故により、9人も一緒に生活していた家族は6か所にバラバラになり、蕨平の方たちもその多くは戻っておらず、ふるさとが破壊され、将来は蕨平がなくなってしまうと述べるなど、無念さがひしひしと伝わる尋問でした。

3 今後について

今回は、平成31年2月27日（水）10時に期日があり、そこでは原告本人尋問が行われます。

原告のみなさんと一緒に、最後まで、訴訟活動を成功させていきたいと考えています。よろしくご協力のほど、お願いいたします。

以 上